

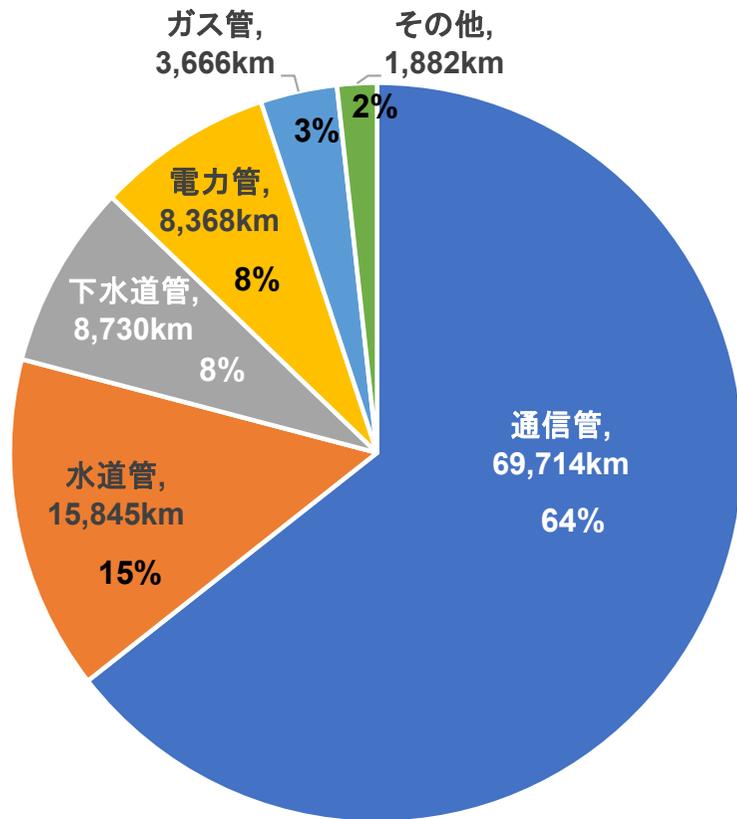
# 道路地下空間利用の現状と論点

---

# 道路地下空間の利用状況

- 道路に継続して物件等を設置する場合（道路占用）には、道路法に基づく道路管理者の許可が必要。
- このうち、道路に埋設されている占用物件は、通信管、水道管、下水道管、電力管、ガス管などのほか、鉄道や地下街などが存在し、国が管理する道路の地下を占用する管路等の総延長は約11万km。

国が管理する道路における主な地下占用物の延長（R7.4時点）



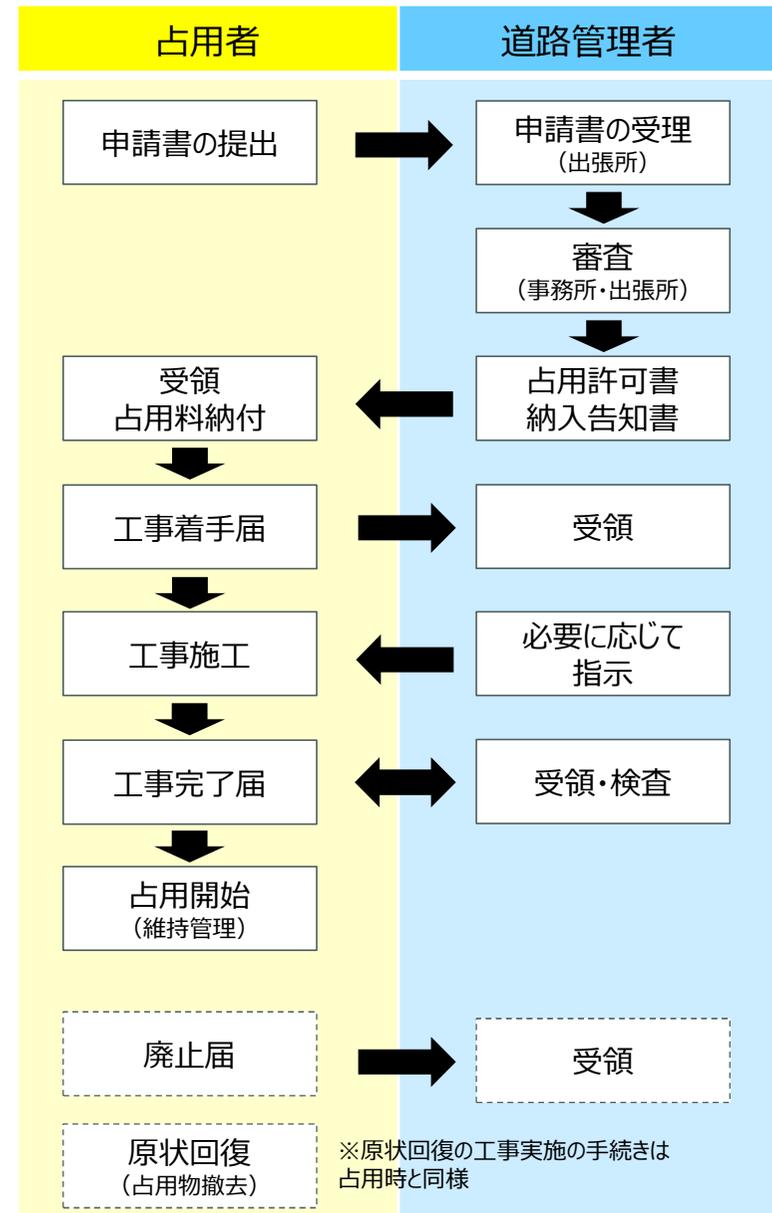
占有物件	数量
通信管	69,714km
水道管	15,845km
下水道管	8,730km
電力管	8,368km
ガス管	3,666km
その他管路	1,794km
鉄道	88km
計	108,205km

※上記の他、地下街などの占有物件の他、共同溝や電線共同溝など道路管理者が管理する道路附属物が存在。

# 道路占用制度の概要

- 道路に一定の物件や施設等を設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といい、道路管理者の許可が必要
- 占用許可にあたっては、占有しようとする物件を道路の敷地外に設置する余地が無いことや、道路の構造・交通に著しい支障を与えないものであること等の基準に適合する必要
- 基準に適合する場合であっても、占用を認めるか否かは道路管理者の裁量となるが、下水道、水道、ガス、電気、通信、鉄道等、公共的役割の強い物件については、基準に適合する限り占用を許可しなければならない（いわゆる義務占用）
- 道路の占用期間は5年（義務占用は10年）となっているが、期間満了に伴う更新は、新たな権利の設定ではなく既存の権利の承認となるため、占用を継続させることが適当でない特別な理由がない限り許可を更新
- 占有者は占有物件を適切に維持管理する義務を負うとともに、道路使用に伴う受益の対価として土地の使用料に相当する占用料を支払う必要
- 占有者は占用をやめる場合、廃止届けを道路管理者に提出して、道路を原状（元の状態に）回復する必要

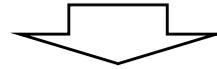
## ■ 国が管理する道路における主な占用手続きの流れ



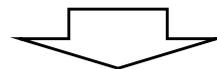
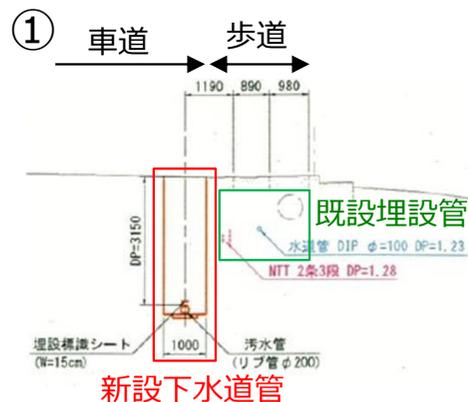
## ■ 道路の地下を縦断占用する場合の基準（道路法施行令）

- 「歩道に適切な場所がない」かつ「公益上やむを得ない事情がある場合」を除き、歩道下への占用が原則

## ■ 車道下に占用を認めているケース



- ① 歩道下に他の既埋設物件が輻輳しており、新たな設置が困難
- ② 歩道が存在しない等、車道以外の場所が存在しない
- ③ 元々歩道下に埋設されていたが、拡幅時、工事に支障がないことから移設せず、結果的に車道下となった



- 八潮市での陥没事故では、県道の車道部（交差点部）に埋設された下水道（構造弱部）の損傷が原因
- 通行規制が長期化しているとともに、当該県道は緊急輸送道路であり、災害等が発生した場合の影響も懸念
- また、当該箇所には下水道の他、複数の占用物件が輻輳しており、復旧工事に時間を要す一因

⇒緊急輸送道路などにおける地下占用物の埋設位置のあり方を議論する必要があるのではないか？

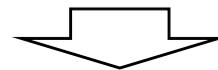
### ■ 道路を占用する場合の費用（道路法）

- 占用物件の維持管理や工事に関する費用については占用者が負担。
- 道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができる。



### ■ 現状

- 占用料については、占用者が土地の使用について現に明確な受益が発生している（一般の土地の賃貸借に類似している）ことに着目し、占用料額を定めている。
- 広告物等の占用者においては、占用料とは別に、道路の維持管理へ協力をしている例も存在（公共貢献）

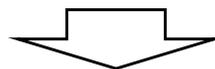


- 地下埋設物に起因する道路陥没事故や電柱倒壊等による道路交通や道路管理への影響が発生

⇒ **道路管理者と占用者の連携による地下空間等マネジメントのため、道路交通や道路管理に与える影響等も考慮した道路利用に対する負担の仕組みについて議論が必要ではないか？**

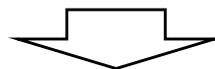
## ■ 占用廃止時の基準（道路法）

- 占用廃止時は、占用物件を除却し原状回復しなければならないが、原状回復が不適當な場合はこの限りではない。



## ■ 残置を認めているケース

- ①撤去工事による交通への影響が大きい場合（撤去に要する期間が長く、長期間の通行止めが発生 等）
- ②撤去工事による道路構造等への影響が大きい場合（撤去により地盤沈下が生じるおそれ 等）



- 件数は比較的少ないものの、残置物を原因とする陥没事案も発生している状況
- 残置を認める詳細な考え方や負担のあり方、残置方法等について法定基準以外の規程がない

⇒残置に関する統一的な考え方（ガイドライン）の整備について議論が必要ではないか？

残置された管が起因した陥没事例  
国道5号（北海道札幌市）



陥没箇所を掘削した結果、確認された残置物（管路）